

○総務省告示第三百三十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十条第二項の規定に基づき、登録認定機関として登録した一般社団法人タコヤキから住所及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年四月二十一日

総務大臣 金子 恭之

一 登録認定機関の住所及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番七号北堀江ゲイトビル四階	大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番七号北堀江ゲイトビル十階

二 変更年月日

令和四年四月十八日